

仕様書

第1 件名

令和8年度MICE拠点育成エリアの情報発信に係るWEBサイト運営管理及び海外向けオンライン
広告業務委託

第2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4 目的

東京ビジネスイベント先進エリア及び多摩ビジネスイベント重点支援エリア（以下「エリア」*という。）として選定されたエリアがビジネスイベント**の誘致を効果的に進めるためには、開催地としてのエリアの認知度を高め、魅力を発信することが必要である。

本事業は財団ウェブサイト「Tokyo MICE Hubs」を通じて、主に海外のビジネスイベントの主催者やミーティングプランナー等に向けて各エリアの強みや特徴、ビジネスイベント受入れに向けた取組などを効果的に発信し、東京全体で様々な魅力を持ったMICE開催都市であることや、拠点間の連携によるMICE開催が可能であることをPRすることにより、各エリアのビジネスイベント誘致を支援する。

さらに、海外市場を対象としたバナー広告の展開により、ウェブサイトへの流入数拡大及び認知度向上と、それに伴うエリアへの問い合わせ件数の向上を実施する。

*エリア

・東京ビジネスイベント先進エリア：

- ①大手町・丸の内・有楽町エリア、②赤坂・麻布・六本木エリア、③臨海副都心エリア、
- ④日本橋・八重洲エリア、⑤品川・田町・芝・高輪・白金・港南エリア、⑥渋谷エリア、
- ⑦浜松町・竹芝・芝浦エリア

・多摩ビジネスイベント重点支援エリア

- ⑧八王子エリア、⑨立川エリア

**ビジネスイベント：M：Meeting（企業等の会議）、I：Incentive Travel（企業等の報奨・研修旅行）、C：Convention（国際機関等が行う国際会議）、E：Exhibition/Event（展示会やイベント等）の頭文字を取った総称であるMICE同義として使用

第5 対象ウェブサイト

- 1 サイト名 Tokyo MICE Hubs
- 2 日本語版URL : <https://tokyomice.org/jp/>
英語版URL : <https://tokyomice.org/>
- 3 言語 日本語・英語
- 4 ターゲット
 - ・国内外のビジネスイベント関係者（主催者・ミーティングプランナー・参加者・DMC・PCO・ホテル・イベント会社業界メディアなど）
- 5 サイトコンセプト
 - ・ターゲットに対しエリアの特徴や強みが適切かつわかりやすく伝わるサイト
 - ・エリアによる海外への情報発信を効果的にするサイト

第6 委託内容

東京を開催地として検討しているビジネスイベントの主催者等に向けて、エリアを効果的にPRするウェブサイト（Tokyo MICE Hubs）の管理・運営・更新及びオンライン広告の掲出を行うこと。

また、ビジネスイベント主催者等への周知を図るため、財団が運営するビジネスイベント向けのウェブサイト及びエリアが運営するウェブサイトへの掲載や相互リンク貼付、バナー表示等を活用すること。

1 ウェブサイト（Tokyo MICE Hubs）運営

（1）ウェブサイトの管理・運営・保守

ウェブサイトは、現状運用されているサーバーにて運営管理するものとし、受託者は当該ウェブサイトが正常に作動するために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。また、サイト閲覧の不具合等が発生した場合、直ちに検知できる仕組み等を用意すること。

ア 既存コンテンツを前年度の受託事業者から令和8年4月30日までに引継ぎ、運用すること。

なお、ウェブサイトのデザイン等は従来のもを引き継ぐことを想定しているが、必要に応じて財団に相談の上、委託費の範囲内で改善を行うことは妨げない。引継ぎ・移管に係る一切の費用は本委託費に含めること。

イ 受託者の管理・運営・保守体制を示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載し、あわせて提出すること。

ウ 不正アクセスによる情報の改ざん防止のために、不正アクセス自動検知システムを設置し、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。

エ サイト公開前に脆弱性診断を行い、改善が必要な場合は対策を行ってから公開すること。

オ サイト全体に対してSSLを設置すること。

カ 改正個人情報保護法、GDPR（EU 一般データ保護規則）その他関連する地域の個人情報取扱規約及びプラットフォーム利用規約に則り、Cookie 同意ツールとして STRIGHT を導入（設定、実装を含む。）し、管理（同意ログの保存、バナー表示設定、法改正対応、バージョン更新等を含む。）すること。なお、プランは DAU50 万以下のものにする。作業に当た

っては、受託者自ら最新の情報収集に努めること。当該ツールのライセンス費用及び運用に係る費用は、本委託費に含めるものとする。なお、ツールの利用に際しては、必要に応じて財団と確認の上、当該ツール提供事業者との調整を含め、適切に対応すること。障害・事故等が発生した場合は、直ちに財団へ連絡、速やかにこれを処理し、書面で報告を行うこと。

キ セキュリティに関する調査

財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。

① 調査依頼への協力

財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的に協力すること。

② 調査実施後の指摘事項への対応

指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、対応方法を検討し必要な措置をとること。

ク テストサイトの設置

更新内容や新規制作ページの公開前に、財団が事前確認するためのテストサイトを受託者にて設置すること。

ケ 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託事業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間終了後に速やかに引き継げるよう契約期間中に準備作業を行うこと。作業にあたっては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないように留意するとともに、新規受託事業者の業務履行に問題が発生しないよう速やかに実施すること。また、汎用性のあるサイトを制作すると共に、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらに係る経費は、契約金額に含まれるものとする。

(2) KGI及びKPI等

KGIはウェブサイトを紹介したエリアへの主催者等からの問い合わせ件数とするが、具体的には財団から提示する。

ア 適切なKPIの設定

KGIを達成するために必要な手法等及び適切なKPIを設定すること。

イ SEO対策

海外ユーザーからのアクセス向上のためのSEO対策について、サイトコンセプトを参考に、特に海外のターゲットユーザーがエリアを想定しやすいターゲットキーワードやコンテンツ等を設定し、財団の承認を得た上で実施すること。

ウ 活動状況と効果の報告

活動状況やアクセス解析・分析の記録、管理を行い、毎月8日までに前月の状況を財団に報告すること。報告が毎月の定例ミーティングとして実施すること。報告は、各数値の説明に加え、Google Analyticsでの結果を詳細に分析し、アクセス数増加に役立つような改善策を検討すること。

(3) 掲載コンテンツ

ア コンテンツの編集・更新

ウェブサイトに掲載されている9エリアについて、以下の内容のコンテンツの編集・更新を行うこと。

① 掲載情報の更新

エリアに関する掲載情報の中で、数値情報や主要施設等について、年に1回、最新の情報に修正を行うこと。なお、エリアへの確認は財団が行うので、確認事項を整理し、一覧化すること。

② エリア記事の更新

エリアで実施された、『イベントケーススタディ』『拠点連携』『ユーザーニーズに則したコンテンツ』等MICE関連の事案につき、直近1年間に開催したものを1エリアに1件以上追加すること。エリアへのヒアリングは財団を通して行うこと。

③ その他コンテンツの追加

エリアを効果的にPRするためのコンテンツ等、エリアが運営するウェブサイトへの問い合わせ数の増加に資する提案を行い、実施すること。

イ デザイン

① ビジネスイベントの主催者等が閲覧するという観点で写真や動画を用いる等、視覚的に各エリア及び東京の魅力がわかるデザインとすることとし、既存のデザインを踏襲すること。ウェブサイトの改善に効果的なデザイン等の変更がある場合は、財団と相談の上で変更すること。

② ウェブサイトの改修内容については、第5の4のターゲットや第5の5のサイトコンセプトを考慮し、ウェブサイトのアクセス解析・分析の結果も踏まえ、財団の承認を得て必要に応じて改善すること。

③ デザイン変更の提案をする場合には、PC、スマートフォン、タブレット等の端末機器を配慮したレスポンシブデザインとすること。また、一般的なブラウザ、Windows、Google Chrome、Firefox、Mac Safari、iPhone、Android等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。

④ 諸外国との関係に配慮し、東京を除く特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。

⑤ 財団から指定、支給するロゴ（BUSINESS EVENTS TOKYO）等を適宜入れること。

ウ ライティングと校正

① 日本語及び英語で記事及びコンテンツを制作すること。英語はアメリカ英語とし、テキストは、財団他情報元より提供される情報や原稿を基に作成、日英翻訳及び英語コピーライティングを行うこと。英語はネイティブチェックを必須とし、ターゲットユーザーが違和感なく受け入れることのできる英文を作成すること。日英ともに、提案された文章の内容に対して問題があると財団が判断した場合は、再提出をすること。

② 掲載記事等の校正を行うこと。文字化け、レイアウト崩れ、リンク切れ、ページ非表示などの不具合についてもチェックし、訂正すること。

エ 写真の購入

ウェブサイト更新に使用する写真等については、財団がエリアへ依頼して入手するが、必要に応じて受託者がストックフォトを購入すること。写真購入等に必要経費は全て本委託費に含む。なお、有料写真は一時レンタルではなく永久に財団の使用権利が得られるものとする。

2 オンライン広告

(1) 企画・広告制作

ア デジタル広告のトレンドを踏まえた広告手法、掲載メディア、広告掲載期間、対象地域、表示回数、ウェブサイトへの目標誘導数、閲覧数等の計画及び広告掲載プランを策定の上、表1に記載する条件に従い広告掲載を行うこと。なお、最終的な掲出媒体、期間、回数等については、財団の承認を得た上で決定すること。

表1

目的	ウェブサイトへの誘導・認知度向上及び各エリアへの問い合わせ件数増
ターゲット	第5の4のとおり
オンライン広告掲載	令和8年5月～令和9年2月までの間で設定すること。 ※上記期間内で最大限の告知効果が期待される時期及び期間を精査の上、年間スケジュールを作成し、掲載期間を確定すること。
掲載言語	英語
対象エリア	アジア、北米、欧州 ※対象地域を限定することで、より効果的なクリック数取得等の効果が見込まれる場合、対象地域を限定することも妨げない。

イ 受託後、スケジュール、目標値、告知効果等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。

ウ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を対象とした広告掲載を実施する場合は、安全性・信頼性が確保された媒体を選定すること。なお、個人に直接的にアプローチする手法（ダイレクトメッセージを送付する等）は想定していない。

(2) バナーの制作

ア 本ウェブサイト全体と9エリアをイメージした複数パターンの広告用バナーを制作すること。なお、使用画像やイラスト等は、広告使用が許可されている素材から受託者が選定し、またその使用料については本委託費に含まれるものとする。

イ 掲載言語は英語とし、MICE主催者等にウェブサイトの魅力やメリットを訴求できるバナー広告デザインとすること。

ウ 最終的な広告デザインは財団の承認をもって確定させること。

エ 掲載開始後、期待する告知効果が得られない場合は、受託者の負担で広告デザインの差し替え等、改善に向けた対処を行うこと。

(3) 効果測定・報告

- ア 広告からウェブサイトへの流入数及びエリアへの問い合わせ件数増をKGIとし、広告表示回数、クリック数、クリック率、広告からウェブサイトへの流入数等、適切なKPIを設定した上で計測を行うこと。
- イ 広告掲載期間中に毎月KPI及びKGIの実績報告をすること。報告書の体裁は財団の承認を得た上、決定することとする。また、事業計画どおりに広告効果が得られない等の場合は、改善策と共に財団に報告すること。

第7 納品について

1 成果物

- (1) HTMLウェブサイト
- (2) 当該事業にて購入及び使用した写真データ。ウェブサイトに掲載していない写真を含む。
- (3) 年間のアクセス解析・分析レポート
- (4) 実施報告書
A4で作成しPDFデータ及び編集可能なデータ(Word, PowerPoint等)を納品すること。
- (5) 納品日
令和9年3月19日(金)
(1)から(4)の成果物について、形式や内容等は財団に事前に相談のうえ提出すること。

第8 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260130.docx

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りではない。

第10 秘密の保持

受託者は、上記第9の規定により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。上記第9の規定により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し受託者が全責任を負って管理するものとする。

第11 個人情報の保護

- 1 「東京観光財団個人情報取扱事務要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*****に定める事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

***** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

また、第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- 3 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- (1) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

第12 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託費を一括で支払うものとする。

第13 その他

- 1 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 2 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- 3 障害・事故等が発生、及びその恐れがある際は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
- 4 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 5 この契約に係る費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- 6 本契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決成立し、令和8年度の財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。
- 7 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団

コンベンション事業部

電話03-5579-2684